

その他高齢者福祉等のサービス

介護保険で利用できるサービスだけでなく、要介護者や介護に携わっている方を対象にさまざまなサービスを実施しています。

高齢者の在宅介護を支えるサービス（問合せ先 長寿いきがい課 ☎561-2362）

●福祉理髪サービス

家庭を訪問して、理髪のサービスをします。年2回

対象となる方 65歳以上の要介護3～5の在宅高齢者で市民税非課税世帯の方（ただし被生活保護者は除く）

利用料 無料



●認知症高齢者等探索システム利用支援

認知症等により道に迷うおそれのある高齢者等と介護されている家族等が安心して生活できるよう、高齢者等の所在を検索できる機器を無償で貸与します。

対象となる方 認知症等により道に迷うおそれのある高齢者または第2号被保険者で認定を受けておられる方

内 容 初期費用（機器本体および付属品）、月額基本料金等は市で負担
現場急行料金、追加バッテリー料金、機器本体の紛失・破損時は利用者負担

●高齢者住宅改造助成

改造費50万円を限度に7/12を助成（助成限度額 29万1千円）します。ただし、介護保険制度による住宅改修が優先されます。

対象となる方 「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の準ねたきり（ランクA）以上に該当する65歳以上の方で、本人と配偶者および扶養義務者の所得が制限額を超えない方

* 事前に申請が必要ですのでご注意ください。

●外出支援サービス

福祉タクシー利用券等を交付します。

対象となる方 要介護3～5の在宅高齢者等

タクシー初乗り運賃相当分 6枚／3か月

ただし、身体障害者手帳1、2級等で在宅の方は障害福祉課で利用いただきます。



●らくらくケアカー改造助成（改造自動車に対する助成）

改造費7万5千円を限度に、介護車両の購入費等のうち、改造費相当分を助成します。

対象となる方 65歳以上の要介護3～5の在宅高齢者等（所得制限等あり）

種 類 新車購入助成および現に所有する車両に対する改造助成（上限7万5千円）、中古車購入助成（初年度登録年月から36か月以内の場合：上限4万5千円、37か月以上の場合：上限2万3千円）

* 購入および改造の前に申請が必要ですのでご注意ください。

●家族介護教室

介護されている方や介護に興味がある方を対象に家族介護教室を実施します。

●すっきりさわやかサービス（紙おむつ等の支給）（問合せ先 介護保険課 ☎561-2369）

毎月1回で自宅に配達します。枚数は種類により異なります。

対象となる方 要介護1～5の紙おむつ等が必要な在宅高齢者等（なお、サービス登録申請時は在宅に限る）

利用料 月600円（★一部利用者は1,200円または1,800円）

種 類 ・フラットタイプ ・テープ止めタイプ ・パンツタイプ ・尿とりパッド

* サービス登録後、3か月以内の入院の場合、病院への持込が可能な場合は、支給します。持込ができない場合は、入院中に支払ったおむつ代のうち、月6,000円を上限として、市への請求によりその9割分（★一部利用者は8割分または7割分）を支給します。

★は14ページの一定以上の所得のある方が2割または3割の対象です。